

第 79, 80 回労災保険部会における委員の主なご意見**※第 80 回からの追記分を赤字で記載****(1) 総論****<労働者代表委員の意見>**

- 副業・兼業を促進するしないという議論とは別に、当部会では、今現在複数就業者が被災した場合にどうするのかを議論しているので、労働時間の通算の問題より先行させて議論をし、結論を出すことが求められているのではないかと(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 現在の法律では対応できない部分をどう決めていくかという全体のフレームを決めるのが当部会の議論の対象ではないかと(10/1 第 79 回労災保険部会)。

<使用者代表委員の意見>

- 資料の表題について、中間とりまとめという表現は妥当か。6月の労災保険部会の際は異なる表現ぶりだったと思うが、中間とりまとめという位置づけなのか。認識違いがあるのでは(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 企業実務の観点で、複数事業主間の労働時間管理や労災の在り方、健康確保について、現行の法制度への対応は困難という意見がある。労働者の健康確保と企業実務に混乱が生じないような労務管理を両立する検討をお願いしたい(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 副業・兼業の場合の労災、安全衛生、労働時間管理の在り方については、相互に密接に関係しているため、1つの議論のみ先行することのないよう、他の審議会の動向や他の論点との整合性も確認のうえ、慎重に進めていただきたい(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 労災保険だけ先行して議論することを問題なしとすることはダブルスタンダードではないかと(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 企業の労務管理と両立するような整理をしていただきたい(10/1 第 79 回労災保険部会)。

<公益代表委員の意見>

- 6月の労災保険部会は、中間とりまとめというよりも、議論の整理ということでもまとまった趣旨の文章だったと思う(10/1 第 79 回労災保険部会)。

(2) 非災害発生事業場の賃金額も加味することに係る論点について ＜使用者代表委員の意見＞

- 労災保険率について、労災事故にかかわる給付の割合をあげるべきではないか。事務費や社会復帰促進等事業費は労働災害に対する給付の付加的なもの。そこを減らしてスリム化を図るのが大切ではないかと認識しており、副業・兼業として本給付の部分を増やすのであれば、事務費や社会復帰促進等事業費の割合を引き下げる努力をしていくことが非常に大切だと思う（11/15 第 80 回労災保険部会）。
- 非災害発生事業場の賃金額を加味した保険給付を行う場合であっても、最高・最低限度額等や、特別支給金の取扱いについては、資料にあるとおり、現行通りでいいのではないかと（11/15 第 80 回労災保険部会）。

(3) 業務上の負荷に係る論点について

＜労働者代表委員の意見＞

- 複数の事業場で使用されている場合でも、同一事業主や同一派遣元からの派遣の場合には労働時間や心理的負荷が合算される一方で、事業主が複数の場合にはそれぞれで負荷を判断しており合算がされていないということだが、被災労働者は、事業主が異なるからといって別人格になるわけではない。被災労働者に必要な給付を行い、労働者の福祉の増進を図るという労災保険の目的からすると、被災労働者個人に着目して救済すべきと考える（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 現行でも、複数就業先での過重負荷、心理的負荷があった旨申立てがあった場合にはそれぞれの事業場について監督署が調査しているとのことであれば、請求人あるいは事業主に新たな事務的な負担をかけないという観点からも、現行の認定プロセスで良いのではないかと（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 複数事業場の負荷を合算して初めて労災認定できる場合について、通勤災害と同様に扱うのであれば、労基法第 19 条の解雇制限などもかからないことになるのかも問題（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 負荷の合算を具体的にどのように行うかについて、制度的な枠組みを作った後で、並行して医学的見地も踏まえて、どのように判

断すべきかの研究が必要ではないか（10/1 第 79 回労災保険部会）。

- 保険料負担は、通勤災害と同様の整理をするのであれば賃金額の合算と同様の整理となるのは妥当ではないか（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 働く者の立場からは、一人の人間として見ると、負荷というのは仕事が1つでも2つでも3つでも、併せて捉えるべき。それに併せて、現在の法的な枠組みについて見直す点があるのであれば進めていくということに賛成である（11/15 第 80 回労災保険部会）。

<使用者代表委員の意見>

- 大まかなフレームとしての認定プロセスは変わらないとしても、業務上の負荷の合算を調査する以上、これまでとは異なるプロセスになるのではないか。負荷を合算する場合、数が少なければ本省協議ということもあるかもしれないが、フローも考える必要があるのではないか（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 事業主が異なる以上、様々な点の考慮が必要ではないか。例えば1つの事業場での80時間の時間外労働と複数事業場でそれぞれ所定労働時間が週30時間という場合、80時間の時間外労働と同等という場合、同じ負荷と評価できるのか、また、精神的負荷の認定においても、事業主が異なれば考慮要素が大きく異なってくると、機械的に合算してよいのか（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 合算して初めて労災認定できる場合は1つの事業場で労災補償責任を負わないと整理することは妥当（10/1 第 79 回労災保険部会）。
また、一の就業先における業務上の負荷により労災認定できる場合は当該事業場における労災として認定するという点についても妥当（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 保険料負担の在り方及びメリット制については、賃金額の合算と同様の考え方をとるのが自然ではないか。メリット制については、同業種での副業の場合や異なる業種での副業の場合の取扱いをどう考えるかは難しい問題（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 複数の就業先で働いていた方について、一方の保険しか下りないことに係る問題点には大きな隔たりはないと思うが、負荷の合算をどうするか、そのときの認定をどういう仕組みでやるのかということ。その点を議論する必要がある（10/1 第 79 回労災保険部

会)。

- 負荷を合算する場合の認定については、詳細は別の場所で議論するにしても、大きな枠組みは当部会でも認識しておかないと方向性を導くのが難しいのではないか(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 負荷の合算について、様々な課題があると思う。そういった課題を深掘りしないと方向性は決められないのでは。議論のスピードが少し速すぎるのではないか(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 同じ業種で副業していても、災害補償責任は生じていないのだから、保険料負担にも影響を与えるべきではない。メリット制も賃金額の合算と同じような考え方をとるのが自然では(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定することとした場合についても現在の認定基準を用いることに異論はないが、我々が想定していないような副業パターンをする方もいらっしゃるだろうし、今後今まで副業を行っていなかったような方で副業をする方が増加するということを踏まえれば、認定評価がばらつくことは実務的にも非常に困難を極めることになると思われることから、全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定するに当たって、認定基準や留意事項を改めて作成することも検討する必要があるのではないか(11/15 第 80 回労災保険部会)。

<公益代表委員の意見>

- 負荷を合算することに、総論では必ずしも反対ではないが、例えばある就業先の「中」エピソードと別の就業先の「中」エピソードを合算して単純に「強」といえるのか、各論レベルでは疑問がある。このような問題は、当部会で詰めるのか、認定基準の問題として整理するのか(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 負荷の合算でいう「合算」とは、単に複数事業場での就労時間の足し算ではなく、性質の異なるものを両方考慮して判断できないか、という趣旨で使われているのではないか(10/1 第 79 回労災保険部会)。
- 全就業先での業務上の負荷を総合的に評価して労災認定することとした場合の労災認定について、現行と同じような調査方法ということだが、総合的に評価されることになると副業の申立てが増えるのではないかと懸念する。それだけではほとんど負荷が認

められない、例えば、3日間のアルバイトのようなものも、今後は副業として申し立てられると思われ、そうすると、監督署での調査が非常に大変になるのではないかと。そうなった場合、労災認定までに時間がかかるのではないかとということ、認定まで時間をかけずに標準処理期間を守ろうということになれば非常に監督署職員に労働負荷がかかると思う。そうならないように配慮して欲しい（11/15 第 80 回労災保険部会）。

- 同一の使用者のもとで複数事業場に勤務する場合と使用者が異なる複数事業場に勤務する場合とで、同じような発言やハラスメントでも、行った人や使用者が違うということによって、本当に同じ負荷と評価出来るのか。使用者が異なることによって違う評価をすべき場合があるのではないかとこの点については、「個別の事例ごとに判断する必要」に含意されているのかもしれないが、更に専門家に意見を深く聴取していただきたい（11/15 第 80 回労災保険部会）。

（4）特別加入について

＜労働者代表委員の意見＞

- 副業で特別加入できるのにしていない場合については、合算対象にする必要はないと考える。しかし、特別加入制度の対象となる業種をどこにするかというのが、一律の基準があるわけではないということであれば、特別加入制度がセーフティネットとして機能するよう、対象範囲を見直す必要があるのではないかと（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 特別加入している人について、特別加入の制度趣旨を踏まえれば、労働者と異なる取扱いにする必要はないのではないかと（10/1 第 79 回労災保険部会）。
- 特別加入について、社会情勢が変わり、働き方の多様化によって、補償されていない人たちに対する補償を広げていくということは必要だと思う。一方、雇用されるべき人たちが雇用されなくなるということだけは避ける必要がある。特別加入者の範囲を広げるとはもちろん、本来雇用すべき人たちまで雇用されていない、そういったところまで広げるということではないと思うので、きちんと議論して欲しい（11/15 第 80 回労災保険部会）。

＜使用者代表委員の意見＞

- 雇用×特別加入の方については、労働者と同様に賃金額の合算や負荷の合算の対象とすることでいいのではないか。また、特別加入していない場合については、対象外になるという整理でいいのではないか（10/1 第79回労災保険部会）。